別紙 【料金表】 ＜訪問看護＞

介護保険※訪問看護 **【20260601-看護】**

サービス内容			保険単位	金額	自己負担額		
					1割	2割	3割
昼間(午前8時～午後6時)	看護師による場合	20分未満	314 単位	3,491 円	350 円	699 円	1,048 円
		30分未満	471 単位	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
		30分以上1時間未満	823 単位	9,151 円	916 円	1,831 円	2,746 円
		1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	12,543 円	1,255 円	2,509 円	3,763 円
	准看護師による場合	20分未満	283 単位	3,146 円	315 円	630 円	944 円
		30分未満	424 単位	4,714 円	472 円	943 円	1,415 円
		30分以上1時間未満	741 単位	8,239 円	824 円	1,648 円	2,472 円
		1時間以上1時間30分未満	1,015 単位	11,286 円	1,129 円	2,258 円	3,386 円
早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時)	看護師による場合	20分未満	393 単位	4,370 円	437 円	874 円	1,311 円
		30分未満	589 単位	6,549 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		30分以上1時間未満	1,029 単位	11,442 円	1,145 円	2,289 円	3,433 円
		1時間以上1時間30分未満	1,410 単位	15,679 円	1,568 円	3,136 円	4,704 円
	准看護師による場合	20分未満	354 単位	3,936 円	394 円	788 円	1,181 円
		30分未満	530 単位	5,893 円	590 円	1,179 円	1,768 円
		30分以上1時間未満	926 単位	10,297 円	1,030 円	2,060 円	3,090 円
		1時間以上1時間30分未満	1,269 単位	14,111 円	1,412 円	2,823 円	4,234 円
深夜(午後10時～午前6時)	看護師による場合	20分未満	471 単位	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
		30分未満	707 単位	7,861 円	787 円	1,573 円	2,359 円
		30分以上1時間未満	1,235 単位	13,733 円	1,374 円	2,747 円	4,120 円
		1時間以上1時間30分未満	1,692 単位	18,815 円	1,882 円	3,763 円	5,645 円
	准看護師による場合	20分未満	425 単位	4,726 円	473 円	946 円	1,418 円
		30分未満	636 単位	7,072 円	708 円	1,415 円	2,122 円
		30分以上1時間未満	1,112 単位	12,365 円	1,237 円	2,473 円	3,710 円
		1時間以上1時間30分未満	1,523 単位	16,935 円	1,694 円	3,387 円	5,081 円
昼間	理学療法士等による場合	20分	294 単位	3,269 円	327 円	654 円	981 円
		40分	588 単位	6,538 円	654 円	1,308 円	1,962 円
		60分	794 単位	8,829 円	883 円	1,766 円	2,649 円

本サービスの利用をキャンセルされる場合，以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて，下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

※ 連絡先：06-6809-5600

前々日の17時までのご連絡の場合：キャンセル料は不要です。

前々日の17時までにご連絡のない場合：利用料の３０%を請求いたします。

前日の17時までにご連絡のない場合：利用料の１００%を請求いたします。

※ただし，利用者の病状の急変や急な入院等の場合には，キャンセル料は請求いたしません。

エンゼルケア（ご遺体のケア）料	１５，０００円となります。

介護保険※介護予防訪問看護

サービス内容			保険単位	金額	自己負担額		
					1割	2割	3割
昼間(午前8時～午後6時)	看護師による場合	20分未満	303 単位	3,369 円	337 円	674 円	1,011 円
		30分未満	451 単位	5,015 円	502 円	1,003 円	1,505 円
		30分以上1時間未満	794 単位	8,829 円	883 円	1,766 円	2,649 円
		1時間以上1時間30分未満	1,090 単位	12,120 円	1,212 円	2,424 円	3,636 円
	准看護師による場合	20分未満	273 単位	3,035 円	304 円	607 円	911 円
		30分未満	406 単位	4,514 円	452 円	903 円	1,355 円
		30分以上1時間未満	715 単位	7,950 円	795 円	1,590 円	2,385 円
		1時間以上1時間30分未満	981 単位	10,908 円	1,091 円	2,182 円	3,273 円
早朝(午前6時～午前8時)夜間(午後6時～午後10時)	看護師による場合	20分未満	379 単位	4,214 円	422 円	843 円	1,265 円
		30分未満	564 単位	6,271 円	628 円	1,255 円	1,882 円
		30分以上1時間未満	993 単位	11,042 円	1,105 円	2,209 円	3,313 円
		1時間以上1時間30分未満	1,363 単位	15,156 円	1,516 円	3,032 円	4,547 円
	准看護師による場合	20分未満	341 単位	3,791 円	380 円	759 円	1,138 円
		30分未満	508 単位	5,648 円	565 円	1,130 円	1,695 円
		30分以上1時間未満	894 単位	9,941 円	995 円	1,989 円	2,983 円
		1時間以上1時間30分未満	1,226 単位	13,633 円	1,364 円	2,727 円	4,090 円
深夜(午後10時～午前6時)	看護師による場合	20分未満	455 単位	5,059 円	506 円	1,012 円	1,518 円
		30分未満	677 単位	7,528 円	753 円	1,506 円	2,259 円
		30分以上1時間未満	1,191 単位	13,243 円	1,325 円	2,649 円	3,973 円
		1時間以上1時間30分未満	1,635 単位	18,181 円	1,819 円	3,637 円	5,455 円
	准看護師による場合	20分未満	410 単位	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円
		30分未満	609 単位	6,772 円	678 円	1,355 円	2,032 円
		30分以上1時間未満	1,073 単位	11,931 円	1,194 円	2,387 円	3,580 円
		1時間以上1時間30分未満	1,472 単位	16,368 円	1,637 円	3,274 円	4,911 円
昼間	理学療法士等による場合	20分	284 単位	3,158 円	316 円	632 円	948 円
		40分	568 単位	6,316 円	632 円	1,264 円	1,895 円
		60分	426 単位	4,737 円	474 円	948 円	1,422 円

本サービスの利用をキャンセルされる場合，以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて，下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

※　連絡先：06-6809-5600

前々日の17時までのご連絡の場合：キャンセル料は不要です。

前々日の17時までにご連絡のない場合：利用料の３０％を請求いたします。

前日の17時までにご連絡のない場合：利用料の１００％を請求いたします。

※ただし，利用者の病状の急変や急な入院等の場合には，キャンセル料は請求いたしません。

エンゼルケア（ご遺体のケア）料	１５，０００円となります。

介護保険※定期巡回随時対応訪問介護看護

1月につき	看護師による場合	要介護1，2，3，4の場合	2,961 単位	32,926 円	3,293 円	6,586 円	9,878 円
		要介護5の場合	3,761 単位	41,822 円	4,183 円	8,365 円	12,547 円
	准看護師による場合	要介護1，2，3，4の場合	2,902 単位	32,270 円	3,227 円	6,454 円	9,681 円
		要介護5の場合	3,702 単位	41,166 円	4,117 円	8,234 円	12,350 円
訪問看護特別指示減算（指示期間の日数につき減算）			97 単位	1,078 円	108 円	216 円	324 円

加算について

緊急訪問看護加算、特別管理加算、専門管理加算、ターミナルケア加算、遠隔死亡診断補助加算、初回加算、退院時共同指導加算、看護・介護職員連携強化加算、看護体制強化加算、口腔連携強化加算、サービス提供体制強化加算については通常の介護保険サービスと同様です。

登録期間が１月に満たない場合

1日につき	看護師による場合	要介護1，2，3，4の場合	97 単位	1,078 円	108 円	216 円	324 円
		要介護5の場合	124 単位	1,378 円	138 円	276 円	414 円
	准看護師による場合	要介護1，2，3，4の場合	95 単位	1,056 円	106 円	212 円	317 円
		要介護5の場合	122 単位	1,356 円	136 円	272 円	407 円

加算

サービス内容		保険単位	金額	自己負担額		
				1割	2割	3割
	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 単位	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
	緊急時訪問看護加算Ⅱ	574 単位	6,382 円	639 円	1,277 円	1,915 円
注1	特別管理加算Ⅰ	500 単位	5,560 円	556 円	1,112 円	1,668 円
注2	特別管理加算Ⅱ	250 単位	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	専門管理加算	250 単位	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	ターミナルケア加算	2,500 単位	27,800 円	2,780 円	5,560 円	8,340 円
	遠隔死亡診断補助加算	150 単位	1,668 円	167 円	334 円	501 円
	初回加算Ⅰ	350 単位	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円
	初回加算Ⅱ	300 単位	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
	退院時共同指導加算	600 単位	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
	看護・介護職員連携強化加算	250 単位	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護体制強化加算Ⅰ（イ）	550 単位	6,116 円	612 円	1,224 円	1,835 円
	看護体制強化加算Ⅱ（イ）	200 単位	2,224 円	223 円	445 円	668 円
	口腔連携強化加算	50 単位	556 円	56 円	112 円	167 円
注3	サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）	6 単位	66 円	7 円	14 円	20 円
注3	サービス提供体制強化加算Ⅱ（イ）	3 単位	33 円	4 円	7 円	10 円
注3	サービス提供体制強化加算Ⅰ（ハ）	50 単位	556 円	56 円	112 円	167 円
注3	サービス提供体制強化加算Ⅱ（ハ）	25 単位	278 円	28 円	56 円	84 円
介護職員等処遇改善加算		所定単位数の1.8%		左記の1割	左記の2割	左記の3割

注１　腫瘍患者もしくは気管切開をされている方または気管カニューレ・留置カテーテルを使用している方（中心静脈栄養・経管栄養）

注２　腹膜灌流・血液透析・在宅酸素療法・中心静脈栄養法・経管栄養法・自己導尿、陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導等の処置をされている方、人工呼吸器装着者、ドレーンチューブを使用している方、人工肛門・人工膀胱を設置している方、点滴・注射を受けている方、真皮を越える褥瘡のある方（ＮＰＵＡＰ分類Ⅲ度又はⅣ度、ＤＥＳＩＧＮ分類Ｄ３，Ｄ４，又はＤ５）

注３・看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施していること

・利用者に関する情報伝達、サービス提供に当たっての留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること

・すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施していること

・看護師等の総数のうち、勤続7年以上の職員が30%以上であること⇒「サービス提供体制加算Ⅰ」

・看護師等の総数のうち、勤続3年以上の職員が30%以上であること⇒「サービス提供体制加算Ⅱ」

※サービス提供時間数は，実際にサービス提供に要した時間ではなく，居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。

※償還払い（利用料について，事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は，全額をいったんお支払いただきます。この場合，「サービス提供証明書」を交付しますので，「領収書」を添えてお住まいの区市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

【特別訪問看護指示書の説明】

主治医（介護老人保健施設の医師を除く。）から，急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は，その指示の日から14日間に限って，介護保険による訪問看護費は算定せず，別途医療保険による訪問看護の提供となります。

別紙 【料金表】 ＜訪問看護・医療保険＞

医療保険※訪問看護 **【20260601-看護医療】**

<table>
<tr><td colspan="2">後期高齢者</td><td colspan="3">１割～３割（一定所得の方）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険</td><td rowspan="2">国民健康保険</td><td>高齢受給者</td><td colspan="2">１割～３割
（一定所得の方）</td></tr>
<tr><td>一般患者</td><td colspan="2">３割
（義務教育就学前までは２割）</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　受給者証の種類によっては公費負担が適応になり，負担が軽減される場合があります。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※一回の訪問は基本30分から1時間30分（標準1時間以内）、週3日まで
（疾病によっては週4日以上可能）となります。</td></tr>
<tr><td>訪問看護基本療養費Ⅰ
（１日１回につき）</td><td colspan="4">週３日まで　５，５５０円（看護師の場合）
５，０５０円（准看護師の場合）
週４日以降　６，５５０円（看護師の場合）
６，０５０円（准看護師の場合）
５，５５０円（理学療法士等の場合）
※　１２，８５０円（悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合）</td></tr>
<tr><td>訪問看護基本療養費Ⅲ</td><td colspan="4">８，５００円
（入院中に外泊する場合、１日１回につき）</td></tr>
<tr><td>機能強化型訪問看護管理療養費１
機能強化型訪問看護管理療養費２
機能強化型訪問看護管理療養費３
機能強化型訪問看護管理療養費4
機能強化型訪問看護管理療養費（その他）
訪問看護管理療養費</td><td colspan="4">月の初日の訪問
１：１３，７６０円
２：１０，４６０円
３：　９，０３０円
４：　９，０３０円
その他：　７，７１０円
イ：２日目以降　３，０１０円</td></tr>
<tr><td>精神科訪問看護基本療養費Ⅰ</td><td colspan="4">週３日目まで30分以上：　５，５５０円（看護師の場合）　５，０５０円（准看護師の場合）
週３日目まで30分未満：　４，２５０円（看護師の場合）　３，８７０円（准看護師の場合）
週４日目まで30分以上：　６，５５０円（看護師の場合）　６，０５０円（准看護師の場合）
週４日目まで30分未満：　５，１００円（看護師の場合）　４，７２０円（准看護師の場合）</td></tr>
<tr><td colspan="5">【病状等によっては下記の料金が加算されます】</td></tr>
<tr><td>長時間訪問看護加算（注1）
長時間精神科訪問看護加算（注1）
（１週につき）</td><td colspan="2">５，２００円</td><td colspan="2">長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、週1回に限り算定します。</td></tr>
<tr><td>複数名訪問看護加算（注2）</td><td colspan="2">イ：　４，５００円
ロ：　３，８００円
ハ：　３，０００円

ニ：１日１回の場合　３，０００円
１日２回の場合　　６，０００円
１日３回以上の場合
１０，０００円</td><td colspan="2">必要があり同時に複数の看護師や理学療法士等による訪問看護を実施した場合に算定します。（※1）
イ又はロは週１日、ハの場合は週３日を限度とする。
イ　看護職員と看護師等（准看護師除く）
ロ　看護職員と准看護師
ハ　看護職員と看護補助者（※1を除く）
ニ　看護職員と看護補助者（※1の場合）</td></tr>
<tr><td>複数名精神科訪問看護加算（注2）</td><td colspan="2">イ：１日１回の場合　４，５００円
１日２回の場合　　９，０００円
１日３回以上の場合
１４，５００円

ロ：１日１回の場合　３，８００円
１日２回の場合　　７，６００円
１日３回以上の場合
１２，４００円
ハ：３，０００円</td><td colspan="2">必要があり同時に複数の看護師や作業療法士等による訪問看護を実施した場合に算定します。
（30分未満の場合を除く）（※２）
イは１日につき、ハの場合は週１日を限度とする。
イ　看護職員と看護補助者（※２の場合）
ロ　看護職員と准看護師
ハ　看護職員と看護補助者（※２を除く）</td></tr>
<tr><td>難病等複数回訪問加算（注3）
精神科複数回訪問看護加算（注3）</td><td colspan="2">１日２回訪問　　４，５００円
１日３回以上の訪問　８，０００円</td><td colspan="2">厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
特別訪問看護指示書による訪問で必要に応じて1日に2回または3回以上訪問看護を実施した場合に算定します。</td></tr>
</table>

緊急訪問看護加算 精神科緊急訪問看護加算 （１日につき）	月14日目まで ：２，６５０円 月15日目以降：２，０００円	利用者やその家族の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定します。
特別管理加算（注4･注5） （１月につき）	２，５００円（注４） ５，０００円（注５）	特別な管理を要する利用者に対して利用者から看護に対する意見を求められた場合に対応できる体制や計画的な管理を実施できる体制にあり、計画的な管理を行った場合に算定します。
退院時共同指導加算 （１回に限り※注３の場合は月２回を限度）	８，０００円	退院･退所後に訪問看護を受けようとする利用者またはその家族に対し、退院･退所時に訪問看護ステーションの看護師等と入院（入所）施設の職員が退院後の指導を入院（入所）施設において共同で行った場合に算定します。
退院支援指導加算 （１回に限り）	６，０００円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者や特別管理加算の対象となる利用者に対して病院から退院するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。
在宅患者連携指導加算 （１月につき）	３，０００円	訪問看護ステーションの看護師等が利用者の同意を得て、訪問診療を実施している病院･歯科訪問診療を実施している病院･訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、その情報を踏まえて必要な指導を行った場合月1回に限り算定します。
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 （１月につき２回）	２，０００円	利用者の状態の変化や治療方針の変更に伴い、医師の求めにより開催されたカンファレンスに看護師が参加して、共同で指導を行った場合に月2回に限り算定します。
ターミナルケア療養費１	２５，０００円	主治医の指示により、利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを利用者に対して行った場合に算定します。
精神科重症患者支援管理連携加算	イ：８，４００円 ロ：５，８００円	精神科在宅患者支援管理料を算定される利用者に対し、保険医療機関と連携して定期的な訪問看護を行った場合に月１回に限り、算定します。 イ：精神科在宅患者支援管理料2のイを算定の場合 ロ：精神科在宅患者支援管理料2のロを算定の場合
訪問看護医療DX情報活用加算	５０円	厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所において、看護師等が（准看護師を除く）電子資格確認により、計画的な管理を行った場合、月1回に限り算定します。
遠隔死亡診断補助加算	１，５００円	医師の指示の下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します。
専門管理加算	２，５００円	イ･緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行う場合 ロ･特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行う場合 ※（イかロのいずれかの場合に月1回に限り算定します）
訪問看護ベースアップ評価料（Ｉ）	令和８年６月～令和９年５月 １，８３０円 令和９年６月～ ２，８８０円	厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所において、「区分番号02の1」を算定している利用者につき、算定します。月１回に限り算定します。
訪問看護物価対応料（１日につき） 訪問看護物価対応料１	令和８年６月～令和９年５月 イ月の初日の訪問の場合６０円 ロ月の２日目以降の訪問の場合 ２０円 令和９年６月～ イ月の初日の訪問の場合１２０円 ロ月の２日目以降の訪問の場合 ４０円	厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所において、「区分番号02」を算定している利用者につき算定します。
訪問看護医療情報連携加算	１，０００円	他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月１回算定します。

訪問看護遠隔診療補助料	２，６５０円	訪問看護指示書の有効期間内の利用者について、訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外で、主治医が情報通信機器を用いた診療に際し、看護職員が利用者と同席の下で緊急に診療を受ける必要があると判断した場合に、利用者の同意を得て、訪問看護ステーションの看護職員が訪問し、診療の補助を行った場合、１日につき算定します。
【利用者のご希望により契約された場合には下記の料金が加算されます】		
２４時間対応体制加算	６，８００円	利用者またはその家族等から、電話などにより看護に関する意見を求められた場合に緊急訪問できる体制にあり、利用者またはその家族等からその同意を得た場合に算定します。
夜間・早朝訪問看護加算 （6時～8時・18時～22時）	２，１００円	
深夜訪問看護加算 （22時～6時）	４，２００円	
訪問看護情報提供療養費 （１月につき）	１，５００円	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健センター、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。

注１　長時間訪問を要する利用者とは、人工呼吸器を使用している状態に有る方、特別訪問看護指示書により訪問看護を受けている方、特別な管理を要する方（注４、５）、この状態以外で長時間訪問となった場合下記記載の料金が発生します。

注２　この加算の対象となる利用者は末期の悪性腫瘍、神経難病等の厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が出ている方、重症者管理加算の対象者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる者で、利用者またはその家族が同意した者

注３　末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ヤールの重症度分類がステージ3以上で生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症及び慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の方

注４　腹膜灌流・血液透析・在宅酸素療法・中心静脈栄養法・経管栄養法・自己導尿、陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導等の処置をされている方、人工呼吸器装着者、ドレーンチューブを使用している方、人工肛門・人工膀胱を設置している方、点滴・注射を受けている方、真皮を越える褥瘡のある方（ＮＰＵＡＰ分類Ⅲ度又はⅣ度、ＤＥＳＩＧＮ分類Ｄ３，Ｄ４，又はＤ５）

注５　腫瘍患者もしくは気管切開をされている方または気管カニューレ・留置カテーテルを使用している方（中心静脈栄養・経管栄養）

キャンセル料	本サービスの利用をキャンセルされる場合，以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて，下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 ※　連絡先：03-6204-9681	
	前々日の17時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	前々日の17時までにご連絡のない場合	利用料の３０％を請求いたします。
	前日の17時までにご連絡のない場合	利用料の１００％を請求いたします。
※ただし，利用者の病状の急変や急な入院等の場合には，キャンセル料は請求いたしません。		

【長時間訪問看護サービス】 医療保険のサービス提供時間が2時間を超える場合は，別途料金がかかります。

9:00 ～17:00	３０分毎	５，０００円
17:00 ～22:00	３０分毎	７，５００円
22:00 ～ 6:00	３０分毎	７，５００円
6:00 ～ 9:00	３０分毎	６，２５０円

【在宅がん医療総合診療料でお支払いの方】

医師と看護師で週4日以上の訪問が基本で医療機関からのみの請求となります。ただし、週4日未満になった場合は医療機関・訪問看護ステーションそれぞれから医療保険での請求となります